

第88回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和3年3月24日（水）16時00分～16時50分

2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

3 出席者

(委 員) 田中会長、太田委員、高木委員、能勢委員、山宮委員
(防衛省) 鋤先服務管理官

4 議 事

(1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第88回自衛隊員倫理審査会」を開催します。
各委員におかれましては、御多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。
ます。

(2) 第87回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。
お手元の資料2「第87回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしてありますので、御質問又は御意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようなので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

(3) 防衛大学校教授の自衛隊員倫理法違反について

- 田中会長 議題の2番目は、「防衛大学校教授の自衛隊員倫理法違反について」です。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 こちらにつきましては、自衛隊員倫理法に基づきまして、懲戒処分の案については既に委員の先生方から意見の聴取をさせていただいております。
事案の概要について簡単に御説明させていただきます。国立大学法人等の各種団体の方から講演等の依頼を受けまして、平成30年6月から令和2年1月までの間に複数回に渡り、報酬を受領していたにも関わらず、贈与等報告書の提出がなされていなか

ったということで、倫理法第6条第1項違反に該当するというところでございます。

こちらにつきましては、倫理法違反の懲戒処分の基準に基づきまして、令和3年3月1日付で戒告処分を行っているところでございます。

本件については、講師派遣の講演等の依頼の手続きをする際に、倫理法上の報告の手続きも必要であるという話を事務的にしていれば、当然防げた事案ですので、それにつきましては防衛大学校の方で再発防止策をとっております。

まず、倫理事務の担当者と、講師派遣の手続きをされている方の中で連携をいたしまして、報告書の案件と講演派遣の実績の突合を行って、報告漏れをしていないかという確認体制を防衛大学校において既にとっているところでございます。

今回処分になった方も、新たに報告対象となる役職に就かれた方でもございましたので、そういった方につきましては、対面形式の教育を防衛大学校の各学群で実施したというところでございます。

それから、四半期ごとに倫理事務担当者が各課室事務担当者に対しまして、贈与等報告の依頼をする際に、今回の報告遅延事案の情報共有や教育資料を配布することにより、報告漏れのないように注意喚起、周知徹底を行っているというところでございます。

また、防衛大学校の主要幹部が出席する会議と、昨年12月に倫理月間ということで教育を実施したところでございますが、そういった機会を利用しまして、今回の報告遅延の案件の情報共有も防衛大学校の中で行っているというところでございます。

こういったことにつきましては、研究者の方がいるような他の機関でも起こりうる可能性がございますので、同様の周知徹底はしていただくよう他の機関にはお願いをしているというところでございます。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは本件につきまして、御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 再発防止策も取っていただいておりますので、引き続きよろしくお願いたします。他に御質問、御意見等がありませんようでしたら、以上といたします。

(4) 一般職国家公務員の倫理法違反事案を受けた倫理教育の実施について

- 田中会長 議題の3番目は、「一般職国家公務員の倫理法違反事案を受けた倫理教育の実施について」です。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 こちらにつきましては、委員の皆さまご承知のとおり、総務省や農水省といった一般職の国家公務員において、職員を監督する立場にある複数の幹部職員が、利害関係者から供応接待を受けていたということで、国家公務員倫理法、それから倫理規

程違反ということで処分されるという事案が発生しております。このような事案につきまして私たちも自分たちのことと同様に厳しく受け止めまして、すべての自衛隊員等に対しまして、改めて倫理教育の周知徹底を図ることとしたというところでございます。

お手元にその際の関係書類を配布させていただいておりますので簡単に御説明させていただきます。

まず、大臣通達についてですが、事案を受けまして2月26日に防衛大臣から通達を發出しまして、事務次官以下の各幹部、機関の長、各幕僚長など関係幹部に対し、管下の自衛隊員に対して倫理に関して周知徹底を図るようという趣旨で通達を發出したところでございます。

これを受けまして、3月1日に防衛大臣が関係幹部を集めた会議の場におきまして、それぞれ倫理監督官や倫理管理官に当たるような幹部の方に対して、自衛隊員倫理法等の周知徹底を図るよう、防衛大臣から指示をしたというところでございます。

それから、総括倫理管理官である人事教育局長名の文書を出しておりますが、各種の教育を実施しますというところで指示をしております。

自衛隊員倫理カードにつきましては、昨年12月の倫理月間の時にも配布させていただいておりますが、こちらも再度配布しております。

倫理教育資料につきましても、昨年12月の倫理月間の際に一度配布をして教育を実施しておりますが、少しアップデートをしております、今回の他省庁の事案を事例として紹介したうえで、教育資料として配布させていただいております。

倫理教本は、現在の教本は平成28年4月に作成して配布したのですが、今回は他省庁の事案を事例として取り込みながら、教本を再度配布するというところで、こちらも年度内の印刷をかけております。

それから、eラーニングの実施ということで、セルフチェックシートでございますが、利害関係者に関する取扱いを中心に、改めて、指定職、課長補佐級相当以上、一般隊員という3種類のeラーニングを作りまして、今月12日から月末までの間で実施しております。

- 田中会長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。
- 委員 eラーニングとセルフチェックシートなのですが、防衛省・自衛隊側の方が受けるものですね。自衛隊員と接触する側もありますよね。企業ですとか、団体、高校の同級生など。そのような方用のセルフチェックシートやeラーニングなどがあると、自衛隊の方がそういった場に行かれた際に、実はこういったものがあって、あなたもやってみて、といった形で、より効果的になるのではないかと推察するのですがいかがでしょうか。

- 服務管理官 御意見ありがとうございます。防衛省と関係のある企業向けを一番念頭においているのですが、そういった防衛省職員以外の方向けのパンフレットは作って周知しておりますが、確かに今委員が仰ったように、セルフチェックシートというものはやっておりませんので、一つ工夫の余地があるのかなと思います。

これは倫理法ではないのですが、他省庁の例で、どのようなケースがハラスメントにあたるのかという e-ラーニングのようなものをサイトでアップされていて、一般の方でも出来るようなシステムをとってらっしゃる省庁もありますので、倫理法の関係でどのようなことが出来るかということのを改めて事務的に検討させていただければと思います。御意見ありがとうございます。

- 田中会長 ありがとうございます。良い御意見だと思います。接点のある民間企業の、どのようなお付き合いをしなければいけないか、どういうことが禁止されているかというのは企業によって温度差があるかもしれませんので、可能な範囲でご検討いただければと思います。他に御意見等ありますでしょうか。

- 委員 議題としては e-ラーニングのところまでやっていただいたということによろしいのでしょうか。まだこれからでしょうか。

- 服務管理官 これからです。

- 委員 分かりました。では、のちほどにします。

(5) 令和2年度自衛隊員等倫理月間の実施結果及び令和2年度自衛隊員等倫理の e ラーニング実施結果について

- 田中会長 ただいまお話にありました議題の4番目と5番目が「令和2年度自衛隊員等倫理月間の実施結果について」と「令和2年度自衛隊員等倫理の e ラーニング実施結果について」でございますので、御説明をお願いいたします。

- 服務管理官 それでは、あわせて御説明をさせていただきたいと思います。先ほどと説明が前後してしまって恐縮ですが、前回の倫理審査会でこのような教育、広報啓発活動を実施するという事で報告をさせていただいたところでございますが、それらをしっかりと実施したという報告になります。

期間につきましては、昨年12月の1か月間実施しております。実施項目については大きく3つございまして、倫理に関する教育、広報・啓発活動、フォローアップとございますが、教育と啓発活動につきましては既に実施をしているというところがございます。

倫理に関する教育につきましては、中身が重なってしまって大変恐縮でございます

が、先ほどご紹介させていただいた教育資料の前のバージョンで教育を実施したり、セルフチェックシートも前のバージョンなのですが、実施をしたというところがございます。その他は、事務次官による訓示のような内容の通達を出したほか、部外有識者による講演動画を作成しまして、各機関のイントラネットで隊員が視聴できるようにしたというところがございます。

広報・啓発活動については、部内向け、部外向けのパンフレットを作成し周知したほか、ポスターを配布したというところがございます。その他、倫理カードの配布ですとか、業界紙等への掲載、省内放送による周知、それからイントラネットを起動した際にポスターのデータが表示されるような取り組みを実施しております。

今回の教育の実施状況につきましては、翌年度の5月末までに報告することとなっておりますので、フォローアップの結果については次回の審査会の場でご報告させていただきたいと思っております。

今御説明した教育の中で、eラーニングの実施につきまして、資料6を用いて御説明させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、本省内部部局、防衛装備庁内部部局、市ヶ谷所在の関係機関、各自衛隊の司令部等の主要な部隊の隊員を対象として実施しております。

集計結果といたしましては、対象者が約20,800名いる中で、約18,000の方が実施していただいたということで、実施率として約85%、正答率につきましても約85%ということがございます。

評価でございますが、正答率が低い間につきましては、倫理規程で認められている基準より、より厳しく解釈したため不正解となったものが多いということで、そういった意味では倫理規程の内容はよく理解されていると言えるかと思っております。

指定職の分につきましては、間違いがあったものは、親族関係や学生時代の友人といった方が利害関係者となった場合、私的な関係がある方が利害関係者だった場合に、例えば旅行をしたりなど、例外が認められる場合があるのですが、すべて認められないという形で厳しく解釈をされて不正解となった方が約4割弱、38%いらっしゃったということがございます。

それから部員相当以上、いわゆる課長補佐級、自衛官の方だと3佐以上の方ということになるのですが、こちらにつきましては、利害関係者の主催する立食パーティーに会費を払って出席する際の事前の届出について、多数の方が出席するような立食パーティーであれば届出は必要ないのですが、このようなケースでも事前の届出が必要だということで厳しく解釈された方がいらっしゃったということがございます。約34%の方が間違えてしまったということです。

一般隊員でございますが、先ほどの指定職と同じように、学生時代の友人など私的な関係があった方が利害関係者になった場合どうなるかということで、旅行へ行くのは禁止行為に該当するということで、それも許されないというふうに厳しく解釈した結

果、25%の方が不正解となっていたということでございます。

以上でございますが、正答率が低い設問については、来年度の教育資料等に明示していきたいと思っております。

知識として制度的なものは理解されていても、昨今の事案もそうかもしれませんが、実際にやってはいけないということをどう自覚させるかというのがなかなか難しいところでございますが、今回取り組んでみて、ひとつ反応としてあったのは、部外有識者による講演動画を作成し、視聴していただいて、その後アンケートということでフィードバックをしていただきました。部外有識者の方が講演動画の冒頭でお話しになって、使われた言葉が「お天道様は見ている」ということをおっしゃったんですね。いつかは悪いことが分かかってしまって逃れられない、そういう趣旨のことをお話しになっていて、そこが響いたという感想がかなり寄せられています。そういった意味では、どのように響く教育をするかというのは今後の課題なのかなと考えております。長くなりましたが以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。
- 委員 今、サービス管理官から最後にお話しいただいたことに関係することなのですが、e-ラーニングやセルフチェックシートもそうなのですが、非常に正答率が良くていいことではあると思うのですが、問題は、微妙なラインは色々あるとは思いますが、知識としていけないことだということは多くの方が認識していると思うので、それにも関わらず総務省のケースであるとか、先般の海上自衛隊のケースなどもありますので、先輩から頼まれて、これでもし断ったらあとの人間関係が悪くなるのではないとか、慣例としてやってきていると言われて、そんなものかなと思ってやってしまったという、知識としての教育だけではなく、職場の人間関係とか、実際に起きた事件にどういう経緯で関わったのかということをもう少し調査して、その点から教育していく、こういう場面に陥った場合にはどうすれば良いのか、そういう教育が必要なのではないかと思っております。

例えばこの e-ラーニングのようなものは大学の倫理規程でもやらないといけないことになっているのですが、やはりみんな知識として持ってはいても、中には研究費の不正受給などが起こっていることを考えますと、知識を前提として、あとは実際にどういう場面で発生するのかということを踏まえた教育というのをやっていくといいのかなというふうに感じました。
- サービス管理官 その点は引き続き、どのように過去の事例を踏まえて、隊員一人一人に響くような教育ができるかということを考えて対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

- 委員 先ほど御説明のあった防衛大臣の通達の中で、「倫理意識に緩みが生じていないか、間違いを間違いといえる倫理的な組織風土」とありますが、今委員が言われたことはこういったことを具体化して教えていくということなのかなと思いますので、それはぜひよろしくご検討いただければと思います。
- 服務管理官 しっかりと検討して対応してまいりたいと思います。
- 委員 目安箱ではないですけども、匿名で相談できる場所はあるのでしょうか。
- 服務管理官 倫理の関係でも、私どものところに倫理ホットラインということで、電話とメールで匿名で送れるようにはなっています。全くないわけではないですが、件数的にはそんなに多いわけではありません。余談ですが、倫理以外に多いのはハラスメントということで、特に多いのはパワハラなのですが、やはり匿名で相談やメールが送られてくるケースがかなりございます。そういった場合は、事実関係を調査して、懲戒処分にあたる時はしっかりと処分しているという状況でございます。
- 委員 内部の職員の方が相談を受けているということでしょうか。
- 服務管理官 はい。ハラスメントの関係で言うと、複数システムがあるのですが、内部の職員が対応しているケースと、弁護士がメールで匿名で受け付けて、相談を聞くという、そういう窓口も設けております。そこは相談しやすい方で相談していただくというシステムをとっております。
- 委員 私がもし自衛隊員だったら、中の人話が聞くのはどこかから漏れやしないかなというふうに心配してしまいますので、例えば弁護士さんなどがこういう相談を匿名で乗ってくださると、「こういうふうに先輩から架空の発注をしてくれないかと言われて困っています」というような相談ができる場所があるといいと思います。そういうものがある程度あるということで、そういったものも教育の中で周知されていくのがいいのかなと思います。
- 田中会長 窓口の相談がどういった傾向のものが多いとか、そういったところから分析をして、教え方というか情報発信の仕方を考えてみてもいいかもしれませんね。知識や e-ラーニングで一般的な法律の解釈は、毎回毎回繰り返しやっておられますので、できるだけ心理的なところで、問題が発生しやすいところの教え方というか、一つレベルの高い次のステップのところをご指摘いただいているのかなという気がしましたので、引き続きよろしく願いいたします。

(6) 令和2年度第3四半期贈与等報告書について

- 田中会長 議題の6番目は、「令和2年度第3四半期の贈与等報告書」の審査についてです。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和2年度第3四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 令和2年度第3四半期全体の件数の状況でございますが、昨年の元年度は403件ということでしたが、今年度の令和2年度第3四半期については172件ということで、半減しているということでございます。

基因別の要因を見ていきますと、一番大きい要素といたしましては、物品の贈与、供応接待等の贈与が大幅に減っているというところでございます。物品の贈与につきましては、令和元年度第3四半期については143件あったのが、令和2年度第3四半期は45件ということで、100件近く減少しているわけですが、令和元年の10月～12月の時期は、台風19号、東日本台風があったということで、自衛隊も大規模な災害派遣を行ったわけですが、その活動をした部隊に対する激励品が贈与として行われたというところで、令和元年度の第3四半期の件数がかなり多かったということでございます。一方、令和2年度の第3四半期でございますが、幸いにも10月から12月の間に台風や大雨といった自衛隊が大規模な災害派遣をするということがなかったということで、激励品の届出というものがあまりなかったということで、件数が100件近く減っているというところでございます。

2点目の、供応接待等が減ったところの要因でございますが、令和元年度は103件あったのが、今年度は1件しかないということでございますが、こちらは新型コロナウイルスの影響でございまして、以前であれば企業や団体が、例えばセミナーの後にレセプションなどを開いたりといったことが過去は多かったのですが、今年はそのようなレセプションがあまり開かれておりませんので、1件という結果で出てきているというところでございます。

続きまして、機関別の件数ですが、1番件数が多いのは、陸上自衛隊の59件、34%ということですが、機関別の特徴といたしまして、職員数に応じた件数が出ているということがあろうかと思えます。

具体的な報告の中身を見ていきたいと思えます。

172件の内訳ですが、まずは基因別の概要です。1つ目は賞金の贈与ということで、論文の懸賞に応募されて、副賞として5万円を受け取ったということで、賞金の贈与として報告されています。

2番から46番までの45件ですが、物品等の贈与ということで細かく見ていきます。2番から10番までの9件は、お歳暮ということで、こちらはほとんどが在京の大使館の方からお歳暮ということで贈り物をいただいたということでございます。

11番と12番ですが、海上自衛隊の医官の方が、就任祝いということで胡蝶蘭をいただいたものになります。

13番から22番までは、表敬時の儀礼的な贈り物ということでございますが、この中の大半を占めておりますのが、宮崎県の日向市の方に海上自衛隊の艦艇が入港した際に、商工会議所の方ですとか、支援者の方が表敬訪問をされて、その時にギフトということで贈与をされたということでございます。

続きまして、新型コロナウイルスの活動派遣部隊に対する激励品ということで、23番から29番まで7件ございます。対応したのは旭川の部隊でございまして、当時旭川で病院クラスターが起きて、そういったところの医療支援を行うということで自衛隊の部隊が派遣されたわけでございますが、それに関する激励品ということでございます。

30番から42番までが、鳥インフルエンザの災害派遣に対する激励品ということで、本年度の冬の特徴としては、去年の年末くらいが非常に多かったのですが、鳥インフルエンザが流行して、殺処分等をするのに人手が足りないということで、自衛隊に災害派遣要請がきて対応したというのが非常に多かった年でございます。30番から42番にかけて、それぞれの各地方で対応した部隊に対しまして激励品が贈られたというようなところでございます。

続きまして、中東に情報収集のために海上自衛隊の艦船が派遣されておりますが、その部隊に対する激励品ということで報告が上がってきたものが43番から45番です。

続きまして、防衛大学校の先生の方でございまして、ご自身で執筆した本につきまして、その部数、6冊ほどを頂いて、贈与になるということで報告をされています。

続きまして、供応接待ということで47番の1件だけでございます。この会合というのが、日米の政府関係者、議会関係者あるいは企業関係者の方が集まって、日米関係等の意見交換をするような場でございますが、その昼食会に参加されて、飲食の提供を受けたということで、供応接待として報告がきております。

続きまして、著述に対する謝礼ということで、48番から102番まで55件です。個別にみていきますと、48番と49番は研究開発の団体、一般財団法人でございまして、防衛装備庁等から調査委託ということで契約を結ぶことがございますので、利害関係がありということになっております。こちらにつきましても利害関係者でございまして、1枚あたりの原稿料としては4千円以内という基準になっておりますが、基準内におさまっているということでございます。

50番から80番まで続きますが、部内の私的サークル誌、陸上自衛隊、航空自衛隊、隊友会、これはOB会でございまして、その他家族会ということで、それぞれの原稿料を受け取ったということで報告書があがってきております。

続きまして、財団法人が発行する月刊誌・ウェブサイトへの著述の原稿料ということで、81番から85番までが該当します。

続いて新聞への書評ということで、1件報告があがっております。

続きまして、87番から98番まで12件ございますが、出版社等が発行する書籍・雑誌への著述に対する原稿料ということです。

99番から102番までですが、大学、大使館、その他の団体が発行する論文等への著述ということで4件あがってきております。

103番から109番までですが、過去の著述に対する印税が入ってきたということで報告をされております。

110番から112番でございますが、本ですとか教材に対する監修料への謝礼につきまして報告があがってきているものでございます。

113番から170番までが、講演等に対する謝礼ということで58件ございますが、利害関係ありとあがってきているものが、医官が製薬会社や医療関係の企業に對しまして講演をしているというところで報告があがってきております。謝礼につきましては、1時間あたり2万円というのが限度額でございますので、限度額を満したのものになります。こちらが113番から128番までになります。

129番以降につきましては、利害関係がない方が中心でございますが、それに対する講演料になります。

137番から139番については、防大の英語の先生でいらっしゃるんですが、英検の面接官の謝礼ということで受け取っていらっしゃいます。

140番以降も各種の講演や討論会に対する謝礼であり、医官の方が多いです。依頼元は医療関係の機関などですが、利害関係のあるところではなかったということです。

171番は一般財団法人が出している冊子のインタビューを受けまして、後日インタビュー記事が掲載されるということで、それに対する謝礼ということでございます。

最後でございますが、講演等に対する謝礼に関しまして遅延がございましたのでご報告をさせていただきたいと思っております。令和2年の9月24日と25日に財団法人の方から安全保障と防衛政策の講義の依頼を受けて講演を行っていらっしゃったということでございます。前年度である令和元年の8月と9月にも同様の講義を行っておりまして、その際は振り込みが同年10月8日だったということでございます。今年度も同様に10月上旬くらいに振り込まれるだろうと思ってらっしゃって、第2四半期の報告は必要ないと思っていたのですが、10月に異動が決まっていて、異動までに振り込みの状況を確認していなかったということです。昨年の12月に口座を確認したところ、第2四半期内である9月30日に謝礼金が振り込まれていたということに気付いたため、第3四半期になってしまいましたが、贈与等報告書を提出したということでございます。

ちなみにその前の年度、令和元年度に講義をした際の謝礼につきましては、報告期間内にしっかりと贈与等報告書を提出されているということでございます。本人も相手先に対しましては、謝礼をされる際は事前に振り込み日等をお知らせいただくように依頼することで、遅延防止措置をとられたということでございます。

この方につきましては、今回初めての遅延でございますし、前回は贈与等報告書をしっかりと出していらっしゃいますので、特段処分は行わないということで、注意喚起

に留めさせていただければと思っております。このような対応で委員の先生方もご理解をいただければと存じます。長くなりましたが、説明は以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは、今の1件の遅延を含めまして、御意見等ございますでしょうか。
- 委員 細かい点なのですが、48番と49番の一般財団法人の団体が出している雑誌に、お二人の方が同じ年の同じ号に著述を掲載されているのですが、1枚あたりの単価にかなり差があります。他の修親等にも同じような例がみられるので、ひょっとしたら身分によって単価が変えられているのかなという気がするのですが、内容から見ても差がつくように思えないといたら失礼ですが、もし分かればどのような基準なのかをお伺いしたいと思ったのですが、いかがでしょうか。
- 服務管理官 防衛装備庁、いかがでしょうか。
- 防衛装備庁担当 単価の確認までは至っていないので、確認をさせていただきます。
- 服務管理官 こちらにつきましては確認をして、どのような単価になっているのかということを委員の先生方へ報告をさせていただきます。
- 委員 他の部内の私的サークルなども若干そのような例がみられるので、おそらく階級によって単価が変えられるということはあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。同じくらいのベースでも額が違うものですから。
- 服務管理官 私的サークル誌を含めて、単価の例を調べて先生方へご報告をさせていただきます。
- 田中会長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。遅延の取扱につきましても、みなさま原案どおりでよろしいでしょうか。
- 委員 異論ありません。
- 田中会長 ありがとうございます。それでは他に御質問、御意見等がありませんようでしたら、贈与等報告書の審査は以上といたします。

(7) 議題の採択等について

- 田中会長 それでは、本日審議されました「第87回自衛隊員倫理審査会議事録」及び

「令和2年度第3四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認を頂きたいと思っておりますので、サイン又は押印をお願いします。

(8) 閉会の辞

- 田中会長 次回のスケジュールにつきましては、6月を予定しておりますので、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思っております。以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。